指定給水装置工事事業者のみなさまへ

横手市水道課より大切なお知らせ

2 0 1 9 年 1 0 月 1 日 より 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、 「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	
H10.4.1~H11.3.31	改正法施行日の前日から1年	: <u>2020年9月29日まで</u>
H11.4.1~H15.3.31	// 2年	: 2021年9月29日まで
H15.4.1~H19.3.31	<i>"</i> 3年	: 2022年9月29日まで
H19.4.1~H25.3.31	// 4年	: 2023年9月29日まで
H25.4.1~R1.9.30	<i>"</i> 5年	: 2024年9月29日まで

更新については、対象となる 指定給水装置工事事業者さま 宛に、 郵送にて通知をします。 なお、 郵便の不着や未更新の 方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は<u>水道法第25条の3(指定の基準)</u>を

準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ※水道法第25条の2を準用
- ・指定申請書及び誓約書
- 機械器具調書
- ・<u>定款</u>及び<u>登記事項証明書</u>(法人)又は<u>住民票</u>(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

●指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水 装置工事の事業を運営していることを確認
- i.指定給水装置工事事業者の研修会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- 研修会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び 配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは 上下水道部水道課 TEL: 35-2252